議案第２１号

財産（物品）の取得について

次のとおり物品を取得することについて、日出町有財産条例（昭和３９年日出町条例第１２号）第２条の規定により、議会の議決を求める。

令和 ８ 年 ９ 月２９日　提　出

日出町長　　安　部　徹　也

１　取得する物品　　業務用ノートＰＣ　３０台
２　取 得 金 額　　８,６３６,１００円
３　相　手　方　　大分市新川西一丁目３番１５号
大分交通株式会社
代表取締役　安　部　喜　代　治

理　由

業務用ノートＰＣを更新する必要があるので提出する。